

2 事業の概要と成果	
(1) プロジェクト目標の達成度 (今期事業達成目標)	複数年事業第2年次にあたる本年度では、「水衛生設備が整備され、生徒および周辺住民の衛生知識と行動、水衛生設備管理体制が一層強化される。」ことを今期事業の達成目標とし、対象10校において「水衛生設備の整備」、ほか対象全31校において「水衛生設備の維持管理に向けた能力向上」、「月経に対し衛生的に処理する能力の向上」、「衛生啓発の実施」、「学校の水衛生環境管理にかかる地方行政の能力向上」といった活動を展開し、それらを通じて学校および周辺地域において、生徒および周辺住民の衛生的な生活行動促進、水衛生設備や環境への管理体制の強化を図った。結果、今期水衛生設備建設対象目標全10校での「飲料水供給設備」「ジェンダーおよびバリアフリーに配慮したトイレ」「ゴミ処分設備」の建設が完了し、対象10校3,209名（男子1,621名・女子1,588名）における水衛生環境の整備が実現した。さらに、事業対象31校の教師・生徒およびその周辺地域住民に対し実施・展開した。衛生知識および月経対処能力向上のためのトレーニングやキャンペーン等により、学校・周辺地域住民を含む参加者、計28,665名（直接裨益者：19,575名／間接裨益者：9,080名）の衛生的な生活行動の変容が見られた。以上から、今期の事業目標は達成されたと考えられる。 また、今期事業目標の達成が、本事業の上位目標「対象校の児童・生徒が、衛生的な環境のもとで学校教育を受けられるようになることにより、彼・彼女らの教育へのアクセスが向上する」ことを達成するための契機となったといえる。 2年次対象10校において水衛生設備が整備され、対象小中学校31校の生徒および周辺住民の衛生知識と行動、水衛生設備管理体制が一層強化される。
(2) 活動内容	<u>活動1：水衛生設備を整備する。</u> 1-1 水衛生設備を建設する。 1-1-1 飲料水供給設備を建設する。 1-1-2 トイレを建設する。 1-1-3 ゴミ処分設備を整備する。 今期2年次対象10校において、上記設備いずれも、計画通り建設・整備した。また、建設作業開始にあたり、各学校においてConstruction Committeeを組織し、建設作業の技術向上を目的とした研修を開催した。研修は、現地スタッフ（エンジニアおよびサブエンジニア）を指導者とし、各Construction Committeeより代表2名の作業員を選出して、対象10校計20名のConstruction Committeeメンバーに対し技術指導を行った。研修実施にあたり、対象3地域の行政からの協力を仰ぐとともに、研修修了時には、各市町長から承認を受けた修了証が発行され、参加者に授与した。研修を終えたConstruction Committeeのメンバーは各事業地に戻り、彼らを中心として上記設備飲料水供給設備、トイレ（男女別）、ゴミ処分設備の建設作業にあたった。また、飲料水供給設備について、取水する原水に不純物が混ざるリスクを削減するため、ろ過器（バイオ・サンド・フィルター）を設置した。 1-2 水質検査を実施する。[1～3年次] 設備建設前および建設後の水質検査を行った。検査にあたっては、既存の水源／水源から取水しているパイプ／水を貯蔵するタンクの3か所からサンプルを収集し、対象地すべてにおいて水質に問題がないことを確認した。（事業終了時の写真②） <u>活動2：水衛生設備の維持管理能力向上を図る</u>

	2-1 水衛生委員会を組織し、水衛生設備管理にかかる組織能力を強化する。 2-1-2 水衛生委員会が水衛生設備（飲料水供給設備・トイレ・ゴミ処分設備）の簡易的なメンテナンスを行えるよう、トレーニングを実施する。 建設した水衛生設備が、学校・コミュニティにおいて持続的に利用されることを目的として、1 年次事業で組織した対象全 31 校の水衛生委員会に対し、設備の簡易メンテナンストレーニングを実施した。トレーニングでは、事業で配布した「簡易メンテナンスキット」を用いて、水衛生設備の配管やタップ・メンテナンス等の実演を行い、参加者の技術習得に重点を置き開催した。本トレーニングには、計 274 名（女性 116 名・男性 158 名）が参加した。 2-2 飲料水供給設備管理委員会をコミュニティに組織し、飲料水供給設備のメンテナンス方法を指導する。 1. 水衛生設備の水源が学校敷地外の周辺地域に位置することから、安定的な水の供給には地域の協力が必要となる。今期 2 年次では、水衛生設備の建設対象となる 10 校周辺地域において、住民から成る飲料水供給設備委員会を設立し、水源から学校までの給水設備のメンテナンスを委員会自ら実行するため、水源の整備や配管整備等にかかる研修を実施した。トレーニングには 80 名（女性 30 名・男性 50 名）が参加した。 <u>活動 3：対象校の月経衛生対処能力を向上させる</u> 3-1 月経衛生設備・備品を整備する。 学校時間中に女子生徒などが月経に伴う体調不良等が起こった場合でも適切に対応できるよう、生徒らが一時的に休息するためのスペースを整備した。今期 2 年次では、「備品整理用の棚」「使い捨てナプキン」「ショーツ」を全 31 校に対し配備した。なお、1 年次申請時に配布を計画していた「担架」について、1 年次に行った現状調査および各対象校との協議の結果、第 2 年次申請において「担架」の配備をなしとした。（中間報告書にて報告済み）。 3-2 女子生徒に対し布ナプキンの縫製方法を指導する。 今期対象 31 校の 6～8 年生の女子生徒に対し、布ナプキン縫製トレーニングを実施した。トレーニングには、指導方法享受のため各校から 2 名の教師が同席し、合計 969 名の女子生徒に対し、事業スタッフが縫製方法の指導を行った。（事業終了時の写真⑤） 3-3 月経期間隔離（チャウパディ）に対する教育・啓発を行う。 3-3-1 対象学校コミュニティ住民および現地行政、学校教員を対象とした月経期間隔離に関する課題の共有・協議を行う。 今期対象の 3 地域 16 校の周辺地域住民から、コミュニティーリーダー（地域の宗教リーダー）、コミュニティ保健担当者、地方行政担当官を選出し、他地域合同でオリエンテーションを実施した。（事業終了時の写真⑥）オリエンテーション内では、月経が発生する仕組みや、月経にまつわる俗信・風習などについて各参加者で話し合いを行った。続いて、周囲からの月経に対する偏見のため、学校へ通学することをやめてしまった女子の話や、月経により女性たちが日常生活の行動を制限されることなどが共有され、月経への偏見をなくすには、周囲の大人の正しい理解が必要であることが確認された。
--	--

3-3-2 月経期間隔離に関する啓発教育マニュアルを策定する。

啓発トレーナーが、地域住民に対し月経への正しい対処法や、月経が起こるプロセスを理解するための月経啓発教育マニュアルを作成・整備した。

3-3-3 啓発トレーナーに対し、マニュアルに準じた ToT 研修を行う。

3-3-1 のオリエンテーション開催と同時に、月経を正しく理解し対処するための研修を開催し、参加者は基本的な月経知識を習得した。ここで基本的な月経の知識・情報を習得した参加者は、後述する活動 3-3-4 において、地域住民に対する「月経期間隔離（チャウパディ）啓発」活動を展開した。

3-3-4 トレーナーによる啓発教育セッションの実施サポート（会場手配調整、受講者調整等）をする。

上記活動 3-3-3 において、月経管理に対する基礎的な知識を習得したトレーナーを中心に、対象 3 地域 16 校周辺住民を対象に、啓発教育を展開した。セッション内では、現地で行われている「月経期間隔離」について、住民からの意見をヒアリングした上で、トレーナーから、月経は自然な事象であり月経期間中の女性は”穢れ”ではないことが伝えられ、月経へのタブー意識を改善していくことは地域全体の責任であることなどが話し合われた。セッションは、16 校周辺地域において 14 回開催し、計 480 名が参加した

3-3-5 月経期間隔離啓発用ポスターの作成と公共施設（役場、学校、保健・医療施設等）への掲示をする。

月経期間隔離の慣習を地域住民とともに是正していくことを目的とし、月経サイクルや月経期間中にとるべき生活行動等を図解したカレンダー付ポスターを 200 部発行し、地域の役場や保健施設および学校に配布・掲示した。なお、現地では、実用性のあるものに地域住民の関心が高まる傾向にあることから、ポスターにはカレンダーを添付し、月経や水衛生にまつわる国際デーを印付け、地域住民が月経・衛生に関する国際的な潮流を認識できるよう工夫した。

活動 4: 衛生啓発を実施する

4-2 教師への衛生教育トレーニングを実施する。

4-2-1 教師が生徒に対し適切な衛生教育を施せるようトレーニングを実施する。

今期 2 年次対象全 31 校から教師を招聘し、2 日間の衛生教育スキルアップトレーニングを実施した。研修には、合計 94 名（男性教師 52 名・女性教師 42 名）の教師が参加し、1 年次の復習を含めトレーニングを行った。（事業終了時の写真④）

4-2-2 教師が生徒へ衛生教育を実施する。

上記活動 4-2-1 で衛生教育の授業実施方法を身に着けた各学校の教師は、それぞれの学校に戻り、計画した衛生教育活動計画に沿って、学校のカリキュラムに衛生教育を取り込んだ。衛生教育授業は、全 31 校において総計 186 回実施された。授業では、実践を交えて効果的に生徒に衛生的な生活行動の重要性を伝えるため、「石鹸」「歯ブラシ」「歯磨き粉」といった衛生用品を対象 31 校の生徒に配布し、それらを用いての授業が展開された。なお、当初予定していた「爪切り」の配布に関し、1 年次から 2 年次にかけて、対象学校における生徒の変動が微細なものであり、1 年次に配布済みの当該備品を同一生徒に重複して配布することを避けるため、2 年次

	での「爪切り」の配布は実施しなかった。(中間報告で報告済み)
	4-2-3 学校主体の衛生教育実施を支援する。 上記活動 4-2-2 においては、学校教師が各学校生徒の理解度にあわせて、授業内容を改善していった。事業スタッフは、授業内容や授業実施状況の確認のため、適宜対象校を巡回し、学校側の要望に応じて、授業改善のため学校側に助言をするなどした。
	4-3 衛生啓発キャンペーンを実施する
	4-3-1 a) 生徒を対象とした衛生啓発キャンペーンを開催する 月経衛生管理の日、世界手洗いの日、世界月経の日などといった国際デーにあわせて、対象全 31 校において、クイズ大会や集会ラリー、スピーチコンテスト等を開催した。総計 1,019 名の生徒がこれらキャンペーンに参加した。
	4-3-1 b) 水衛生委員会が衛生啓発キャンペーンを主催することを目的とし、キャンペーン実施指導を行う。 活動 4-3-2 で後述する、地域での衛生啓発キャンペーン開催にあわせて、対象 31 校の水衛生委員会に対し、事業スタッフによるキャンペーンの実施指導とイベント計画立案のサポートをおこなった。
	4-3-2 学校周辺コミュニティの住民を対象とした衛生啓発キャンペーンを開催する 事業スタッフと水衛生委員会が協同し、対象 31 校周辺地域で衛生啓発キャンペーンを展開した。キャンペーンは、総計 42 回実施し、約 8,000 名の参加があった。そこでは、現地で親しまれている歌や踊りを用いた衛生啓発ダンスや寸劇などを用いて衛生的な生活行動の重要性を伝えるなど、コミュニティの住民がより楽しみながら、衛生の基本的な知識を身に着けることができるよう、工夫を凝らした内容とした。
	4-4 チャイルド・クラブによる衛生啓発活動を促進させる。 対象 31 校における水衛生環境が、生徒自らの手により改善されていくこと目的とし、事業スタッフの指導のもと、チャイルド・クラブメンバーを対象に、校内美化活動の指導・フォローアップを行った。当活動には、対象 31 校、計 371 名のチャイルド・クラブに所属する児童・生徒が参加した。現地では職業カーストなどの意識から、自分が清掃を行うことに対して抵抗を感じる家庭や生徒が存在するが、日本の学校を例に挙げ、児童生徒が自ら教室やトイレを清掃し、校内美化を実施することで、生活の基本的な知恵や礼儀を習得していることを紹介するなどし、衛生環境の改善を自ら実施ことの重要性を説いた。現在でも、各 31 校において、チャイルド・クラブを中心として、週 1 回のトイレ清掃や校内美化活動などの衛生活動が継続して実施されていることを確認している。(事業完了時の写真①)
	4-5 生徒の保護者の衛生意識を向上させる。
	4-5-1 既存の保護者委員会である SMC(School Management Committee)および PTA に対し衛生啓発トレーニングを実施する。 学校内の水衛生環境の改善と、保護者の衛生意識向上を目指し、保護者の立場から学校に対し発言権と影響力をもつ SMC (School Management Committee) や PTA のメンバーを対象として、日常生

	活での手洗いのタイミングについての講義や、身辺清掃のためのトレーニングなど、衛生的な生活行動のための啓発活動を実施した。 4-5-2 生徒と保護者を対象とした衛生セミナーを開催する。 対象 31 校の児童生徒たちが、家庭内でも衛生的な生活様式が定着することを目的とし、対象全 31 校の児童生徒の保護者に対する衛生セミナーを実施した。セミナーの内容が参加者に定着するよう、間隔をあけて 4 回、総計 124 回実施した。 <u>活動 5: 学校の水衛生環境管理にかかる地方行政の能力向上を図る</u> 5-1 地方行政との定期ミーティングを実施する。 対象 3 地域の市町長、副市長超、教育担当官、評価担当者、郡調整委員会によるモニタリングチーム、行政報道担当者等を招き、建設作業着工前の 1 回と、事業完了時の 1 回を基本に、ミーティングを開催した。ここでは、本事業で実施された水衛生設備・備品の補充にかかる予算確保について、各関係者と話し合いが設けられ、後述する活動 5-2 では、予算確保のための具体案が提言される等した。なお、事業期間中に事業地において土砂災害による影響が各所で発生したことを受けて、上記の定期ミーティング以外にも、状況に応じて会合を開催し、地方行政からの協力を取り付けた。(事業終了時の写真③) 5-2 地方行政による水衛生設備のモニタリング訪問を実施する。 上記事業完了時のミーティング開催に合わせ、対象地 10 校の水衛生設備のモニタリングを実施し、本事業で整備した設備の状況確認を実施した。また、設備の持続的な運用のため、行政関係者や学校コミュニティ側が資金調達を含めて積極的に関与していくことを、文書をもって取り交わしを行った。
(3) 達成された成果	成果 1: 事業対象の小中学校 13 校において水衛生設備が整備され、受益者の安全な水衛生サービスへのアクセスが向上する。 [変更: 10 校] <u>指標: 水衛生サービスへのアクセス向上</u> 事業対象の小中学校 10 校において、計画通り水衛生設備が整備され、水衛生サービスへのアクセスが向上した。学校への聞き取り調査の結果によると、10 校の学校において、それぞれ安全な飲料水、トイレ、ごみ処分設備を利用できているとの回答を得た。 成果 2: 学校における水衛生設備の維持管理能力が改善される。 <u>指標: 水衛生委員会および飲料水供給設備管理委員会による簡易メンテナンスが 3 か月に一度行われる</u> 事業スタッフの指導のもと、以下各委員会を整備し、水衛生設備の簡易メンテナンストレーニングを実施した。 ・水衛生委員会: 31 校 ・飲料水供給設備委員会: 2 年次建設対象 10 校周辺地域 学校およびコミュニティへの聞き取りの結果、これら委員会を中心に、設備への定期的なメンテナンスが実行されていることを確認している。 成果 3: 女子生徒が月経に伴う問題に自らで対処できる方法を身につける。 【指標】 <u>①指標: 布ナプキンの縫製方法を身に付ける</u> 布ナプキンの縫製トレーニングに参加した女子生徒 931 名に対し実施し

	た、「縫製方法習得度確認テスト」では、参加したすべての女子生徒が合格ライン（80%以上の正答率）に達した。 <u>②指標：生徒家庭における月経期間中の隔離削減と通学率の向上</u> 対象学校女子および学校教師へのアンケート調査によると、家庭では月経隔離が行われず、67%の女子生徒が、月経期間中も差別なく通学で来ていると答えた。（確認方法：女子生徒へのインタビュー） 成果 4：学校主導による適切な衛生教育が普及する。 <u>指標：生徒の衛生知識レベルの向上</u> 生徒に対して実施した衛生行動チェックにおいて、93.1%の児童生徒が、手洗い回数の増加および、正しい手の洗い方を習得したことが確認された。 成果 5：学校の水衛生設備管理にかかる地方行政の協力体制が強化される。 <u>指標：地方行政との連携体制強化</u> 今期 2 年次では、建設対象の 10 校 3 地域の行政関係者と、建設作業の施工前／中間（必要に応じて）／施工完成後に協議を実施した。そこでは、行政関係者を事業地に招き、彼らによるモニタリングを実行した。加えて、彼らを衛生啓発研修などに適宜招聘し、行政関係者への事業の印象付けを図った。これにより、行政側に対し、本事業の目的を明確に示すことができ、学校や地域における水衛生環境の現状と改善点を行政自らが理解、確認することができた。それらの結果、O&M（オペレーション&メンテナンス）資金の調達について、対象 3 行政地域からの合意が得られ、合意書の取り交わしを行った。次期 3 年次では、この合意内容をもとに、年間予算の配分を確認し、これらが適切に運用されるようにモニタリングを行っていく。
（４）持続発展性	（１）学校コミュニティのみで適切な水衛生環境を維持できる。 本事業で編成・再編成した、学校における水衛生委員会および地域住民から成る飲料水供給設備管理委員会を対象とした水衛生設備の簡易メンテナンス研修を通じて、地域住民は水衛生設備に対するメンテナンス技術を習得した。このことにより、設備に小さな故障が生じた際には、水衛生委員会・飲料水供給設備管理委員会が主体となって、メンテナンスを実行し修繕することが可能となった。 また、学校・地域住民を対象に行った衛生啓発活動を通じて、衛生的な生活環境の保持のためには、水衛生設備が適切に機能していることが重要であることが認識され、事業で建設される設備の機能と役割について、学校や地域住民からの理解を得ることができた。業 加えて、設備の維持管理について、後述する地方行政との協議を通じて費用負担の責任の所在を明らかにしたことにより、担当行政による持続的な維持・管理が見込まれる。 引き続き、第 3 年次事業を通じて、本事業にて建設した設備へのメンテナンスが学校コミュニティによって適切に実行されているか、モニタリングを実施していく。 （２）衛生啓発が継続的に普及する。 本事業で実施した「世界の水衛生関連記念日」のイベント等を通じ、地域住民は、世界の衛生行動運動と本事業が連動していることを確認した。また、それらイベントを契機に、今後も同様のイベントが学校・コミュニティにより主体的に実施されることが見込まれる。 月経管理啓発活動においては、地域でもっとも発言力が強いひとりとされる宗教リーダーや、地域の保健医療を担うコミュニティ保健担当者らと

協同し活動を実施したことで、これら活動の成果が今後も地域で効果的に波及されていくことが期待される。

さらに、本事業で編集した図解付き衛生・月経啓発活動マニュアルを用い、トレーナーらは指導内容を振り返りながら、正しい衛生知識を拡げていくことが可能となる。

後続する第3年次事業においても引き続き、学校・コミュニティが主体となり、衛生・月経啓発活動が定期的に行われるよう、事業スタッフがモニタリング・アドバイスを行っていく。

(3) 現地地方行政との協力体制が構築される。

各行政および行政の小単位である区との定期的な協議・視察を実施した結果、今期2年次において、対象学校における水衛生設備へのO&Mファンド（維持管理基金）の設立への合意を、各行政より得ることができた。

次期第3年次ではさらに、各行政の年間予算が学校側に配分されることを確実なものとするため、本事業のサポートのもと、学校が行政側に予算配分の働きかけをおこなっていくなどし、行政計画が正しく実行されているかモニタリングを強化していく。